

## **I 市民センターの概要**

## 1 仙台市市民センター（公民館）の歴史

昭和 21 年、在仙文化人有志により、宮城県医師会館内に「仙台公民館」が設立された後、昭和 24 年の社会教育法施行に合わせた「仙台市公民館条例」の制定により、仙台市公会堂（現市民会館）内に仙台市公民館が誕生した。

以後、館数を増やしながら、社会教育施設として、市民の学習意欲に応える種々の事業を実施するとともに、市民が自主的に学習活動を行う場の提供を行っている。

平成元年には、教育委員会所管の公民館と市民局所管の地区市民センターを相互に併設して名称を「市民センター・公民館」とし、政令指定都市移行に伴って各区に拠点館を置いた。さらに、翌平成 2 年度に、「仙台市市民センター条例」を新たに制定し、施設名称を「市民センター」に統一した。

平成 3 年度、財団法人仙台市地域振興公社に施設管理を委託し、平成 13 年度には、市民センターの業務再編により市職員を各区拠点館に集中配置して、地区館の生涯学習事業を財団法人仙台ひと・まち交流財団（平成 13 年度に地域振興公社から名称変更）に委託した。平成 16 年度からは、指定管理者制度導入に伴い、同財団（平成 23 年 4 月に公益財団法人化）を指定管理者とし、以降、指定を更新・継続して現在に至っている。

平成 23 年 5 月 1 日には、地域政策と教育行政の円滑な推進を図るため、教育局の第二種公所であった各区拠点館を区役所組織に移管し、各区の第二種公所として位置付けた。

平成 24 年 8 月 28 日に宮城野区中央市民センターが新設され、市民センターは、概ね中学校区毎に 60 館設置されている。

平成 26 年度から、中央市民センターの人材育成機能等を強化し、本市の生涯学習支援体制を充実するとともに、名称を生涯学習支援センターに変更した。

| 年 月          | 摘 要                                          | 館 数         |
|--------------|----------------------------------------------|-------------|
| 昭和 21 年 10 月 | 在仙文化人有志により、宮城県医師会館内に「仙台公民館」設立                |             |
| 昭和 24 年 6 月  | 「社会教育法」制定                                    |             |
| 昭和 24 年 8 月  | 「仙台市公民館条例」の制定により、仙台市公会堂（現市民会館）内に「仙台市公民館」誕生   | 1 館         |
| 昭和 25 年 12 月 | 仙台市教育委員会発足<br>仙台市公民館運営審議会設置                  |             |
| 昭和 27 年 6 月  | 「仙台市社会教育委員の設置に関する条例」制定                       |             |
| 昭和 31 年 4 月  | 生出村が仙台市に合併したことに伴い、「生出村公民館」を「生出分館」に改称         | 1 館<br>1 分館 |
| 昭和 42 年 4 月  | 「生出分館」が移転し、「生出公民館」に名称を変更                     | 2 館         |
| 昭和 42 年 10 月 | 「仙台市公民館条例」を新たに制定（旧条例は廃止）、貸室の有料化<br>「長町公民館」開館 | 3 館         |
| 昭和 43 年 11 月 | 「高砂公民館」開館                                    | 4 館         |
| 昭和 44 年 10 月 | 「中田公民館」開館                                    | 5 館         |

| 年 月          | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 館 数          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 昭和 46 年 8 月  | 公会堂解体・市民会館建設に伴い、「仙台市公民館」が東二番丁の「市民教養センター」に移転                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| 昭和 48 年 3 月  | 「仙台市公民館」を「中央公民館」に改称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| 昭和 56 年 12 月 | 「岩切公民館」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 6 館          |
| 昭和 58 年 3 月  | 「中央公民館」を現在地（仙台駅東口「パルシティ仙台」内）に新築移転し、宮城野通図書館（現・榴岡図書館）と共に開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |              |
| 昭和 58 年 4 月  | 「七郷公民館」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 7 館          |
| 昭和 61 年 3 月  | 東二番丁小学校改築に伴う「市民教養センター」の廃止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
| 昭和 61 年 7 月  | 「中央公民館柏木分館」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 7 館<br>1 分館  |
| 昭和 62 年 11 月 | 宮城町合併に伴い、公民館 9 館、分館 1 館となる<br>(※) 宮城・宮城西                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 9 館<br>1 分館  |
| 昭和 63 年 1 月  | 「中央公民館一番町分館」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 9 館<br>2 分館  |
| 昭和 63 年 3 月  | 秋保町、泉市の合併に伴い、公民館 18 館、分館 2 館となる<br>(※) 泉・南光台・加茂・将監・根白石・秋保・馬場・湯元・八乙女                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 18 館<br>2 分館 |
| 平成元年 4 月     | 教育委員会所管の「公民館（18 館 2 分館）」と市民局所管の「地区市民センター（15 館）」が相互に併設され、新たに開館した 3 館を含めて施設の名称を「〇〇市民センター・公民館」の二枚看板とする<br><br>政令指定都市移行に伴い 5 区 38 館制をとり、各区に拠点館を設置<br>青 葉 区：「一番町公民館」<br>宮城野区：「中央公民館」<br>若 林 区：「七郷公民館」<br>太 白 区：「中田公民館」<br>泉 区：「泉公民館」<br><br>・名称変更：柏木・一番町（分館から公民館へ名称変更）<br>・新 設：片平・東中田・高森<br>・市民会館の一部として開館していたものに併設：榴ヶ岡<br>・市民センターに併設<br>鶴ヶ谷・東部・北山・福沢・旭ヶ丘・三本松・荒町・<br>南小泉・六郷・西多賀・八本松・八木山・山田・茂庭台 | 38 館         |
| 平成 2 年 3 月   | 「仙台市市民センター条例」を新たに制定。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 平成 2 年 4 月   | 名称を「市民センター」に統一し、施設を教育委員会が所管する公民館として位置づけ、施設の使用許可を区長に委任、施設管理の総括を市民局、維持管理を区長に補助執行させる<br>「松陵市民センター」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 39 館         |
| 平成 2 年 5 月   | 「大沢市民センター」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 40 館         |
| 平成 2 年 9 月   | 「水の森市民センター」開館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 41 館         |

| 年 月          | 摘 要                                                          | 館数   |
|--------------|--------------------------------------------------------------|------|
| 平成 3 年 4 月   | 財団法人仙台市地域振興公社に施設管理を委託、「若林市民センター」「沖野市民センター」「寺岡市民センター」開館       | 44 館 |
| 平成 3 年 6 月   | 「宮城市民センター」の名称を変更し、広瀬文化センター内に「広瀬市民センター」が開館                    |      |
| 平成 5 年 4 月   | 「幸町市民センター」「貝ヶ森市民センター」「長命ヶ丘市民センター」開館                          | 47 館 |
| 平成 5 年 9 月   | 「南小泉市民センター」の名称を変更し、若林区文化センター内に若林区の拠点館「若林区中央市民センター」として開館      |      |
| 平成 6 年 4 月   | 「落合市民センター」開館                                                 | 48 館 |
| 平成 6 年 11 月  | 「せんだいLLプラン 21 仙台市生涯学習基本構想」策定                                 |      |
| 平成 7 年 4 月   | 「中山市民センター」開館                                                 | 49 館 |
| 平成 7 年 5 月   | 「折立市民センター」開館                                                 | 50 館 |
| 平成 8 年 4 月   | 「吉成市民センター」開館                                                 | 51 館 |
| 平成 9 年 4 月   | 「柳生市民センター」開館                                                 | 52 館 |
| 平成 11 年 6 月  | 「長町市民センター」の名称を変更し、太白区文化センター内に太白区の拠点館「太白区中央市民センター」として開館       | 52 館 |
| 平成 11 年 8 月  | 「田子市民センター」開館                                                 | 53 館 |
| 平成 12 年 1 月  | 「松森市民センター」開館                                                 | 54 館 |
| 平成 13 年 1 月  | 「仙台まなびの杜（仙台市教育ビジョン）」策定（平成 13 年～22 年）                         |      |
| 平成 13 年 4 月  | 市民センターの業務再編により、市職員を各区拠点館に集中配置、地区館の生涯学習事業を「仙台ひと・まち交流財団」に委託    |      |
| 平成 13 年 9 月  | 「市民センター運営方針」を定める                                             |      |
| 平成 13 年 11 月 | 「富沢市民センター」開館                                                 | 55 館 |
| 平成 13 年 12 月 | 「桂市民センター」開館                                                  | 56 館 |
| 平成 15 年 3 月  | 「福室市民センター」開館                                                 | 57 館 |
| 平成 15 年 11 月 | 仙台市市民利用施設予約システムの導入<br>「南中山市民センター」開館                          | 58 館 |
| 平成 16 年 4 月  | 指定管理者制度導入に伴い、財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（3 年間）<br>「木町通市民センター」開館 | 59 館 |
| 平成 19 年 4 月  | 非公募により引き続き、財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（2 年間）                    |      |
| 平成 19 年 10 月 | 仙台市公民館運営審議会より「市民センターの施設理念と運営方針の見直しについて」（答申）を受ける。             |      |

| 年 月          | 摘 要                                                                                                                               | 館 数  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成 20 年 12 月 | 「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」策定                                                                                                           |      |
| 平成 21 年 4 月  | 非公募により引き続き、財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（2 年間）                                                                                         |      |
| 平成 23 年 4 月  | 非公募により引き続き、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（2 年間）<br>※平成 23 年 4 月 1 日より「財団法人仙台ひと・まち交流財団」から「公益財団法人仙台ひと・まち交流財団」に変更                        |      |
| 平成 23 年 5 月  | 各区中央市民センターを教育局から各区役所区民部の公所として組織変更し、業務を各区長の補助執行とする。<br>宮城野区の拠点館機能を教育局中央市民センターから分離し、宮城野区中央市民センターが新設されるまでの間、宮城野区区民部に「市民センター事業推進室」を設置 |      |
| 平成 24 年 8 月  | 「宮城野区中央市民センター」開館<br>宮城野区拠点館である「宮城野区市民センター事業推進室」の名称を「宮城野区中央市民センター」に変更<br>「榴ヶ岡市民センター」を廃止<br>「榴ヶ岡市民センター榴岡公園軽体育館」の名称を「榴ヶ岡市民センター」に変更   | 60 館 |
| 平成 25 年 4 月  | 非公募により引き続き、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（5 年間）                                                                                       |      |
| 平成 26 年 4 月  | 中央市民センターの人材育成機能等を強化し、生涯学習支援体制の充実を図るとともに、名称を生涯学習支援センターに変更<br>「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を改定                                              |      |
| 平成 30 年 4 月  | 非公募により引き続き、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団を指定管理者に指定（5 年間）                                                                                       |      |
| 令和元年 10 月    | 「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を改定                                                                                                          |      |

## 2 市民センター概要

(令和3年8月1日現在)

### (1) 市民センターの概要

市民センターは概ね中学校区毎に設置されており、その総数は現在 60 館となっている。  
市民センターの種類は次のとおりである。

#### ① 生涯学習支援センター

本市の全域を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、他の全ての市民センターを統括する市民センターで、1 館設置されている。

#### ② 区中央市民センター

その所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行うとともに、当該区域内に所在する地区市民センターを支援する市民センターで、各区に 1 館ずつ、計 5 館設置されている。

#### ③ 地区市民センター

生涯学習支援センター及び区中央市民センター以外の市民センターで、54 館設置されている。

### (2) 市民センターの施設概要

#### ① 生涯学習支援センター

| 館名         | 所在地                      | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工                  | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(m <sup>2</sup> ) | 主要施設                                                          | 併設施設 |
|------------|--------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------|
| 生涯学習<br>支援 | 宮城野区榴<br>岡四丁目 1 番<br>8 号 | 295-0403<br>295-0810 | 昭和 58 年<br>2 月 28 日 | 3,367.52<br>4,064.32                | 会議室、セミナー室(4)、和<br>室、音楽室(2)、創作室(2)、<br>体育館、トレーニング室、ミ<br>ーティング室 | 図書館  |

#### ② 区中央市民センター

| 館名                | 所在地                        | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工                   | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(m <sup>2</sup> )            | 主要施設                                                         | 併設施設                               |
|-------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 青葉区<br>中央         | 青葉区一番<br>町二丁目 1 番<br>4 号   | 223-2516<br>261-3251 | 昭和 62 年<br>12 月 15 日 | 7,148.85<br>2,311.55                           | ホール、小ホール(2)、会議<br>室(5)、和室、調理実習室、<br>音楽室、市民活動室                | 幼稚園・小学校                            |
| 宮城野区<br>中央        | 宮城野区五<br>輪二丁目 12<br>番 70 号 | 791-7015<br>295-2337 | 平成 24 年<br>7 月 13 日  | (宮城野区文<br>化センター<br>内)<br>12,626.18<br>3,075.46 | 会議室(4)、和室(2)、調理実<br>習室、音楽室、創作室、体<br>育館、市民活動室、親子<br>室、娯楽室、資料室 | 文化センター・<br>児童館・図書<br>館・情報センタ<br>ー  |
| 若林区<br>中央         | 若林区南小<br>泉一丁目 1 番<br>1 号   | 282-1173<br>282-1180 | 平成 5 年<br>3 月        | (若林区文化<br>センター内)<br>11,842.43<br>515.21        | 会議室(2)、和室(3)、セミナ<br>ー室(2)、市民活動室、サー<br>クル連絡室、プレイルーム           | 文化センター・<br>図書館・情報セ<br>ンター          |
| (若林区<br>中央<br>別棟) | 若林区保春<br>院前丁 3 番地<br>の 1   |                      | 平成 29 年<br>6 月 30 日  | 4,149.32<br>1,507.98                           | 会議室(2)、和室、調理実習<br>室、創作室、ホール                                  | 児童館・子育て<br>ふれあいブラ<br>ザ・社会福祉協<br>議会 |

| 館名        | 所在地                    | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工              | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(㎡)                    | 主要施設                                                         | 併設施設                                  |
|-----------|------------------------|----------------------|-----------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 太白区<br>中央 | 太白区長町<br>五丁目3番2<br>号   | 304-2741<br>304-2526 | 平成11年<br>3月31日  | (太白区文化<br>センター内)<br>9,684.57<br>2,311.68 | 会議室(5)、和室(2)、調理実<br>習室、音楽室、創作室、体<br>育館                       | 文化センター・<br>図書館・児童<br>館・情報センタ<br>ー     |
| 泉区<br>中央  | 泉区市名坂<br>字東裏53番<br>地の1 | 372-8101<br>372-2447 | 平成15年<br>11月14日 | 3,035.78<br>2,138.54                     | 会議室(3)、和室(2)、調理実<br>習室、研修室、音楽室、創<br>作室、親子室、娯楽室、市<br>民活動室、ホール | コミュニティ防<br>災センター・泉<br>ふるさと生活ギ<br>ャラリー |

### ③ 地区市民センター

| 館名  | 所在地                     | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工              | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(㎡)                    | 主要施設                                                         | 併設施設                                     |
|-----|-------------------------|----------------------|-----------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 柏木  | 青葉区柏木<br>三丁目3番1<br>号    | 233-8066<br>233-8484 | 平成10年<br>4月1日   | 2,822.73<br>1,315.20                     | 会議室、和室(2)、ホール、<br>市民活動室、資料室                                  | コミュニティ防<br>災センター                         |
| 北山  | 青葉区新坂<br>町8番4号          | 272-1020<br>272-1036 | 平成22年<br>11月16日 | 2,071.54<br>1,406.43                     | 会議室(3)、和室(4)、調理実<br>習室、娯楽室、トレーニング<br>室、親子室、資料室、図書<br>室、市民活動室 |                                          |
| 福沢  | 青葉区福沢<br>町9番9号          | 223-9095<br>213-1647 | 昭和59年<br>6月9日   | 3,205.75<br>1,998.46                     | 会議室(3)、和室(3)、視聴覚<br>室、調理実習室、遊戯室、<br>図書室、娯楽室、体育館              | コミュニティ防<br>災センター                         |
| 旭ヶ丘 | 青葉区旭ヶ丘<br>三丁目25番<br>15号 | 271-4729<br>271-7984 | 昭和60年<br>6月15日  | 3,128.66<br>2,044.91                     | 展示ホール(2)、ホール(2)、<br>会議室(3)                                   | 旭ヶ丘バス乗<br>継ターミナル                         |
| 三本松 | 青葉区堤町<br>三丁目23番1<br>号   | 274-3955<br>234-5355 | 昭和62年<br>3月31日  | 4,861.02<br>1,499.07                     | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、体育館、遊戯<br>室、図書室                      | コミュニティ防<br>災センター                         |
| 片平  | 青葉区米ヶ袋<br>一丁目1番35<br>号  | 227-5333<br>268-0234 | 平成元年<br>3月15日   | 2,500.03<br>2,027.60                     | 会議室(2)、会議室兼調理実<br>習室、和室(3)、体育館、娯<br>楽室、広瀬川自然展示コー<br>ナー       | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター            |
| 水の森 | 青葉区水の<br>森四丁目1番<br>1号   | 277-2711<br>277-8863 | 平成2年<br>8月30日   | (水の森温水<br>プール内)<br>11,317.60<br>1,847.57 | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(3)、体育館、親子<br>室                          | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター・<br>温水プール  |
| 貝ヶ森 | 青葉区貝ヶ森<br>一丁目4番6<br>号   | 279-6320<br>279-6704 | 平成5年<br>4月26日   | 3,669.11<br>1,578.64                     | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、資料室、親子<br>室、ホール                      | 児童館(図書<br>室)                             |
| 中山  | 青葉区中山<br>三丁目13番1<br>号   | 279-9216<br>719-2150 | 平成7年<br>3月31日   | 4,047.48<br>1,719.78                     | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、資料室、親子<br>室、ホール、市民活動室                | 児童館(図書<br>室)・老人憩い<br>の家・コミュニテ<br>ィ防災センター |
| 折立  | 青葉区折立<br>三丁目20番1<br>号   | 226-1226<br>226-2660 | 平成7年<br>5月30日   | 2,843.36<br>1,790.71                     | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、ホール、親子<br>室、資料室                      | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター            |
| 木町通 | 青葉区木町<br>通一丁目7番<br>36号  | 711-2561<br>212-4330 | 平成16年<br>2月27日  | (木町通小学<br>校内)<br>10,480.00<br>2,892.34   | 会議室(2)、和室(2)、調理実<br>習室、娯楽室、親子室、市<br>民活動室、ホール                 | 小学校・児童館<br>(図書室)・コミュ<br>ニティ防災セン<br>ター    |

| 館名  | 所在地                        | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工                   | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(m <sup>2</sup> )   | 主要施設                                                                | 併設施設                                                                     |
|-----|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 広瀬  | 青葉区下愛<br>子字観音堂 5<br>番地     | 392-8405<br>392-8410 | 平成 3 年<br>3 月 31 日   | (広瀬文化セ<br>ンター内)<br>6,746.77<br>786.54 | 会議室、セミナー室(2)、和<br>室(2)、創作室、サークル連<br>絡室、プレイルーム                       | 文化センター・<br>図書館                                                           |
| 宮城西 | 青葉区熊ヶ根<br>字石積 47 番<br>地    | 393-2829<br>393-2491 | 平成 24 年<br>5 月 18 日  | 3,274.47<br>1,484.56                  | 会議室(2)、和室(2)、調理実<br>習室、ホール、市民活動室、<br>親子室、娯楽室                        |                                                                          |
| 大沢  | 青葉区芋沢<br>字要害 65 番<br>地     | 394-6891<br>394-6439 | 平成 2 年<br>5 月 24 日   | 6,318.73<br>1,266.34                  | 会議室兼調理実習室、和室<br>(2)、体育館                                             | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター                                            |
| 落合  | 青葉区落合<br>二丁目 15 番<br>15 号  | 392-7301<br>392-6737 | 平成 6 年<br>3 月 31 日   | 4,078.96<br>1,248.45                  | 会議室兼調理実習室、和室<br>(2)、娯楽室、図書室、親子<br>室、ホール                             | コミュニティ防<br>災センター                                                         |
| 吉成  | 青葉区国見ヶ<br>丘二丁目 2 番<br>地の 1 | 279-2033<br>279-9431 | 平成 8 年<br>4 月 26 日   | 3,300.76<br>1,606.03                  | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室、親子室、ホール、<br>資料室                                | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター                                            |
| 高砂  | 宮城野区高<br>砂一丁目 24<br>番地の 9  | 258-1010<br>259-7577 | 平成 6 年<br>3 月 30 日   | 10,000.02<br>1,908.06                 | 会議室(2)、和室(2)、調理実<br>習室、親子室、ホール、資料<br>室                              | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター・<br>老人福祉センタ<br>ー・デイサービ<br>スセンター・保<br>健センター |
| 岩切  | 宮城野区岩<br>切字三所南<br>88 番地の 2 | 255-7728<br>255-2075 | 昭和 56 年<br>12 月 15 日 | 4,789.09<br>2,060.91                  | 講義室、研修室(2)、和室<br>(2)、調理実習室、視聴覚<br>室、創作室、体育館、図書<br>室、交流室、親子室、資料<br>室 | 保健センター・<br>老人憩いの家・<br>コミュニティ防<br>災センター・証<br>明発行センター                      |
| 鶴ヶ谷 | 宮城野区鶴ヶ<br>谷二丁目 1 番<br>地の 7 | 251-1562<br>251-1564 | 平成 28 年<br>2 月 19 日  | 3,291.14<br>1,763.95                  | 会議室(3)、和室、調理実習<br>室、ホール、娯楽室、親子<br>室、市民活動室、図書室                       | コミュニティ防<br>災センター                                                         |
| 榴ヶ岡 | 宮城野区五<br>輪一丁目 3 番<br>1 号   | 299-5666<br>299-5690 | 平成元年<br>4 月 26 日     | 963.40<br>1,005.33                    | 和室(2)、ミーティングルーム<br>(2)、休憩室、体育館                                      |                                                                          |
| 東部  | 宮城野区平<br>成一丁目 3 番<br>27 号  | 237-0092<br>235-7634 | 昭和 58 年<br>4 月 8 日   | 1,795.57<br>1,435.36                  | 会議室、和室(3)、調理実習<br>室、娯楽室、体育館                                         | 児童館(図書<br>室)                                                             |
| 幸町  | 宮城野区幸<br>町三丁目 13<br>番 13 号 | 291-8651<br>291-8561 | 平成 5 年<br>3 月 31 日   | 3,838.08<br>1,756.90                  | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、親子室、資料<br>室、ホール                             | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター                                            |
| 田子  | 宮城野区田<br>子二丁目 4 番<br>25 号  | 254-2721<br>254-2722 | 平成 11 年<br>8 月 5 日   | 2,877.76<br>1,951.49                  | 会議室(2)、和室(2)、調理実<br>習室、ホール、娯楽室、親子<br>室、市民活動室                        | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター                                            |
| 福室  | 宮城野区福<br>室五丁目 9 番<br>36 号  | 786-3540<br>388-6320 | 平成 15 年<br>1 月 10 日  | 4,747.25<br>1,956.70                  | ホール、会議室(2)、和室<br>(2)、調理実習室、市民活動<br>室、娯楽室、親子室                        | 児童館(図書<br>室)・コミュニティ<br>防災センター                                            |
| 七郷  | 若林区荒井<br>三丁目 7 番地<br>の 2   | 288-8700<br>288-2340 | 昭和 58 年<br>3 月 7 日   | 5,674.00<br>1,986.39                  | 会議室、研修室(2)、和室<br>(3)、調理実習室、視聴覚<br>室、創作室、体育館、市民<br>活動室               | 児童館(図書<br>室)・保健センタ<br>ー・コミュニティ<br>防災センター・<br>証明発行センタ<br>ー                |

| 館名  | 所在地                      | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工                   | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(m <sup>2</sup> ) | 主要施設                                             | 併設施設                         |
|-----|--------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------|
| 荒町  | 若林区荒町<br>86 番地の 2        | 266-3790<br>266-5436 | 平成 21 年<br>11 月 27 日 | 1,430.29<br>2,234.78                | 会議室(3)、和室(2)、調理実習室、ホール、娯楽室、親子室、市民活動室             | 児童館(図書室)・コミュニティ防災センター        |
| 六郷  | 若林区今泉<br>一丁目 3 番 19 号    | 289-5127<br>289-6359 | 昭和 56 年<br>12 月 15 日 | 4,354.80<br>1,843.28                | 会議室(3)、和室(3)、調理実習室、娯楽室、市民活動室、体育館                 | 児童館(図書室)・保健センター・証明発行センター     |
| 若林  | 若林区若林<br>三丁目 15 番 20 号   | 282-4541<br>282-2637 | 平成 3 年<br>4 月 29 日   | 3,048.00<br>1,624.03                | 会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、資料室、親子室、ホール                  | 児童館(図書室)・コミュニティ防災センター        |
| 沖野  | 若林区沖野<br>七丁目 34 番 43 号   | 282-4571<br>285-4681 | 平成 3 年<br>3 月 30 日   | 6,151.42<br>1,637.42                | 会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、親子室、資料室、ホール                  | 児童館(図書室)・老人福祉センター・デイサービスセンター |
| 生出  | 太白区茂庭<br>二丁目 8 番地の 1     | 281-2040<br>281-4319 | 昭和 55 年<br>3 月 31 日  | 4,253.24<br>955.78                  | 講義室(2)、和室、図書室、調理実習室、体育館                          | 診療所・保健センター・証明発行センター          |
| 中田  | 太白区中田<br>四丁目 1 番 5 号     | 241-1459<br>242-2535 | 昭和 56 年<br>3 月 20 日  | 3,217.97<br>1,801.97                | 講義室、研修室(2)、和室(2)、調理実習室、視聴覚室、図書室、体育館              | コミュニティ防災センター・証明発行センター        |
| 西多賀 | 太白区西多賀<br>三丁目 6 番 8 号    | 244-6721<br>244-0524 | 平成 30 年<br>10 月 15 日 | 2,940.37<br>1,916.91                | 会議室(3)、会議室兼調理実習室、和室、ホール                          | 児童館(図書室)                     |
| 八本松 | 太白区八本松<br>二丁目 4 番 20 号   | 246-2426<br>246-9023 | 昭和 60 年<br>5 月 12 日  | 3,606.73<br>1,495.44                | 会議室兼調理実習室、会議室、和室(2)、体育館、市民活動室                    | 児童館・太白図書館分室・コミュニティ防災センター     |
| 八木山 | 太白区八木山<br>本町一丁目 43 番地    | 228-1190<br>228-1689 | 昭和 62 年<br>2 月 10 日  | 4,239.00<br>2,599.94                | 会議室、会議室兼調理実習室、研修室(3)、和室(2)、体育館、遊戯室、娯楽室、図書室、市民活動室 | コミュニティ防災センター                 |
| 山田  | 太白区山田<br>北前町 13 番 1 号    | 244-0213<br>244-1843 | 昭和 62 年<br>4 月 17 日  | 4,434.93<br>1,496.88                | 会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、体育館、遊戯室、娯楽室、図書室              | コミュニティ防災センター                 |
| 茂庭台 | 太白区茂庭<br>台四丁目 1 番 10 号   | 281-3293<br>281-4349 | 昭和 63 年<br>3 月 31 日  | 9,803.90<br>1,495.55                | 会議室、和室(2)、会議室兼調理実習室、娯楽室、体育館                      | 児童館(図書室)・コミュニティ防災センター        |
| 東中田 | 太白区四郎丸<br>字吹上 51 番地      | 242-1185<br>242-7053 | 平成元年<br>3 月 5 日      | 5,516.21<br>1,619.96                | 会議室、和室(2)、娯楽室、体育館、会議室兼調理実習室                      | 児童館(図書室)・保健センター・コミュニティ防災センター |
| 柳生  | 太白区柳生<br>七丁目 20 番地の 7    | 306-6750<br>306-7081 | 平成 9 年<br>3 月 31 日   | 2,879.16<br>1,633.01                | 会議室、和室(2)、ホール、資料室、親子室、会議室兼調理実習室                  | 児童館(図書室)・コミュニティ防災センター        |
| 富沢  | 太白区富沢<br>南一丁目 18 番地の 10  | 244-3977<br>307-5101 | 平成 13 年<br>11 月 22 日 | 4,068.46<br>1,839.30                | 会議室(2)、和室(2)、ホール、調理実習室、娯楽室、親子室、図書室、市民活動室         | コミュニティ防災センター                 |
| 秋保  | 太白区秋保<br>町長袋字大原 44 番地の 1 | 399-2316<br>399-2394 | 平成 25 年<br>3 月 29 日  | 5,281.64<br>1,643.03                | 研修室、図書室、和室(2)、会議室(2)、ホール、調理実習室、親子室、市民活動室、資料室     |                              |
| 馬場  | 太白区秋保<br>町馬場字竹林 45 番地の 1 | 399-2745<br>-        | 昭和 52 年<br>3 月 31 日  | 3,185.42<br>734.20                  | 会議室、調理実習室、体育館、図書室兼談話室                            |                              |

| 館名   | 所在地                      | 電話番号<br>FAX番号        | 竣工              | 敷地面積<br>建物延床<br>面積(㎡) | 主要施設                                                        | 併設施設                                         |
|------|--------------------------|----------------------|-----------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 湯元   | 太白区秋保<br>町湯向2番地<br>の20   | 398-2720<br>398-2789 | 昭和54年<br>3月31日  | 1,846.47<br>844.98    | 集会室、会議室、講義室、<br>視聴覚室、調理実習室、和<br>室                           |                                              |
| 根白石  | 泉区根白石<br>字杉下前24<br>番地    | 379-2108<br>376-5769 | 昭和63年<br>3月31日  | 5,839.66<br>1,911.53  | 会議室(2)、ホール、工作<br>室、和室、調理実習室                                 | 泉図書館分<br>室、証明発行セ<br>ンター                      |
| 南光台  | 泉区南光台<br>七丁目1番30<br>号    | 253-1023<br>253-1024 | 平成27年<br>2月13日  | 2,829.02<br>1,750.15  | 会議室(4)、和室、調理実習<br>室、ホール、親子室、市民活<br>動室                       | 泉図書館分<br>室、コミュニティ<br>防災センター・<br>証明発行センタ<br>ー |
| 黒松   | 泉区黒松一<br>丁目33番40<br>号    | 234-5346<br>219-2038 | 平成4年<br>10月20日  | 5,264.63<br>1,491.48  | ホール、研修室(2)、多目的<br>室、和室、調理実習室                                | 泉図書館分室                                       |
| 将監   | 泉区将監八<br>丁目2番1号          | 372-0923<br>374-8704 | 平成4年<br>3月19日   | 1,821.00<br>1,497.95  | 和室(2)、研修室(3)、調理実<br>習室、ホール、娯楽室、託児<br>室                      | 泉図書館分室                                       |
| 加茂   | 泉区加茂四<br>丁目2番地           | 378-2970<br>377-4565 | 昭和58年<br>4月1日   | 4,471.52<br>2,127.06  | 会議室、和室、研修室(2)、<br>調理実習室、体育館、談話<br>室、市民活動室                   | 泉図書館分室                                       |
| 高森   | 泉区高森六<br>丁目1番地の<br>2     | 378-9950<br>378-9969 | 平成元年<br>3月20日   | 3,000.12<br>1,499.93  | 研修室(3)、和室、調理実習<br>室、音楽室、工作室、ホール                             | 泉図書館分室                                       |
| 松陵   | 泉区松陵五<br>丁目20番地<br>の2    | 375-8101<br>375-6101 | 平成2年<br>3月10日   | 2,806.93<br>1,498.49  | 研修室(3)、工作室、調理実<br>習室、和室、託児室、ホール                             | 泉図書館分室                                       |
| 寺岡   | 泉区寺岡二<br>丁目14番地<br>の4    | 378-4490<br>378-4534 | 平成3年<br>3月10日   | 2,665.42<br>1,481.22  | 研修室(3)、和室、調理実習<br>室、トレーニング室、ホー<br>ル、市民活動室                   | 泉図書館分室                                       |
| 長命ヶ丘 | 泉区長命ヶ丘<br>二丁目14番<br>地の15 | 377-3504<br>377-3508 | 平成5年<br>4月27日   | 2,885.07<br>1,496.35  | 会議室、会議室兼調理実習<br>室、和室(2)、娯楽室、親子<br>室、ホール                     | 泉図書館分室                                       |
| 松森   | 泉区松森字<br>城前9番地の<br>2     | 776-9510<br>776-9512 | 平成11年<br>12月10日 | 4,000.50<br>1,870.33  | 会議室、和室(2)、調理実習<br>室、工作室、ホール、娯楽<br>室、図書室、親子室、市民<br>活動室       | コミュニティ防<br>災センター、訪<br>問看護ステー<br>ション          |
| 桂    | 泉区桂三丁<br>目19番地の1         | 375-0550<br>771-5931 | 平成13年<br>12月4日  | 7,759.48<br>2,268.05  | 会議室(2)、和室(2)、創作<br>室、調理実習室、娯楽室、<br>親子室、市民活動室、ホー<br>ル        | 児童センター<br>(図書室)・コミュ<br>ニティ防災セン<br>ター         |
| 南中山  | 泉区南中山<br>二丁目24番<br>地の12  | 379-4780<br>348-4340 | 平成15年<br>11月13日 | 5,718.56<br>1,579.66  | 会議室(2)、和室(3)、調理実<br>習室、研修室、親子室、娯<br>楽室、市民活動室、図書コ<br>ーナー、体育館 | コミュニティ防<br>災センター                             |

### 3 令和3年度 市民センターの体制

(令和3年4月1日現在)

#### 市拠点館

#### 生涯学習支援センター

- 市の全域を主たる対象区域としてその事業を行う。
- 全ての市民センターを統括する。

#### 区拠点館

青葉区中央  
市民センター

宮城野区中央  
市民センター

若林区中央  
市民センター

太白区中央  
市民センター

泉区中央  
市民センター

- 所在する区の区域内を主たる対象区域としてその事業を行う。
- 区域内に所在する地区市民センターを支援する。

#### 地区館

##### 〔青葉区〕

柏木市民センター  
北山市民センター  
福沢市民センター  
旭ヶ丘市民センター  
三本松市民センター  
片平市民センター  
水の森市民センター  
貝ヶ森市民センター  
中山市民センター  
折立市民センター  
木町通市民センター  
広瀬市民センター  
宮城西市民センター  
大沢市民センター  
落合市民センター  
吉成市民センター

##### 〔宮城野区〕

高砂市民センター  
岩切市民センター  
鶴ヶ谷市民センター  
榴ヶ岡市民センター  
東部市民センター  
幸町市民センター  
田子市民センター  
福室市民センター

##### 〔若林区〕

七郷市民センター  
荒町市民センター  
六郷市民センター  
若林市民センター  
沖野市民センター

##### 〔太白区〕

生出市民センター  
中田市民センター  
西多賀市民センター  
八本松市民センター  
八木山市民センター  
山田市民センター  
茂庭台市民センター  
東中田市民センター  
柳生市民センター  
富沢市民センター  
秋保市民センター  
馬場市民センター  
湯元市民センター

##### 〔泉区〕

根白石市民センター  
南光台市民センター  
黒松市民センター  
将監市民センター  
加茂市民センター  
高森市民センター  
松陵市民センター  
寺岡市民センター  
長命ヶ丘市民センター  
松森市民センター  
桂市民センター  
南中山市民センター

※仙台市内の市民センター 60 館（青葉区 17 館、宮城野区 10 館、若林区 6 館、太白区 14 館、泉区 13 館）

※市拠点館及び区拠点館については、地区館としての機能も有している。

※地区館の業務（生涯学習事業、施設の使用許可等）は、指定管理者（公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団）が行っている。

## 4 仙台市市民センターの施設理念と運営方針

(令和元年 10 月改定)

はじめに

仙台市公民館運営審議会からの答申を基に、平成 20 年 12 月に「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を策定し、5 年経過した平成 25 年度に見直しを行い、平成 23 年 3 月の東日本大震災、同年 5 月の社会教育施設としての役割を堅持した上での区中央市民センターの区役所移管、平成 26 年度の生涯学習支援センターとしての機能強化等を踏まえ、平成 26 年 4 月に改定を行ったところである。

改定以降、本市では、教育の振興に関する施策の大綱（平成 27 年 12 月）等が、そして、本市教育委員会では第 2 期仙台市教育振興基本計画（平成 29 年 1 月）等がそれぞれ策定されたところであり、市民センターにおいては、これら計画等を踏まえた事業の企画・実施等が行われているところである。

また、仙台市震災復興計画（平成 23～27 年度）の計画期間が終了する中、仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例（平成 27 年 7 月施行）、仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成 28 年 4 月施行）、仙台市いじめの防止等に関する条例（平成 31 年 4 月施行）等の制定、平成 31 年 4 月の区役所まちづくり推進部の新設など、市民センターをとりまく情勢が変化しているところである。

こうした中、改定後 5 年を目途とした見直しを行うため、平成 29 年 11 月に仙台市公民館運営審議会に「「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し（第二次）のあり方について」諮問を行った。

審議会においては、市拠点館である教育局生涯学習支援センターの「学びのまち・仙台市民カレッジ事業」及び「学びを支える人材育成推進事業」の事業評価を行い、答申検討の一助にいただきながら、「拠点館の役割の再検討及び記載の明確化」、「『震災を踏まえた市民センターの役割と取組』及び『市民センターの施設管理の運営方針』の記載事項の内容・構成の再検討」を中心に協議いただいた。

事業視察も含め、合計 13 回、約 1 年半にわたる審議会の成果として、令和元年 7 月に『仙台市市民センターの施設理念と運営方針』の見直し（第二次）のあり方について」の答申がまとめられ、見直しに係る意見や SDG s とのつながりを意識すること等の提言をいただいた。

上記答申における意見等を受け、併せてこの 5 年間の社会情勢、教育環境の変化を踏まえ、このたび、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」を改定するものである。

※SDG s（2030 年に向けて世界が合意した 17 の「持続可能な開発目標」のうち右記の 3 目標を表記した。



## 仙台市市民センターの施設理念



市民センターとは、次の3つの機能が一体となって運営される社会教育施設である。

- 1 市民の学びのプロセスに沿った学習支援のための諸機能を有し、あらゆるライフステージに応じた市民一人ひとりの学びを総合的に支援する、市民との協働による市民本位の生涯学習の支援拠点としての機能
- 2 子どもから高齢者までのあらゆる市民が集い交流し、多様な市民による様々な活動が主体的に行えるよう支援する場や機能を持った市民のための市民が主役の交流拠点としての機能
- 3 学びを通して地域の人と人をつなぎ、住みよいまちづくりにつながる人づくりを行う地域づくりの拠点としての機能

## 仙台市市民センター事業の運営方針



### 1. 市民センター事業の目的

#### 1) 市民センター全体の事業目的

市民センターは、それぞれの地域での市民ニーズに応じた多様な事業を実施することにより、市民一人ひとりの主体的な生涯学習活動が充実し、その活動をきっかけとして仲間が集い交流が生まれ、その相互の交流を通して住みよい地域づくりにつながる自治活動が活発になるなど、それぞれの地域社会のより良い形成に寄与する“人づくり”を目指す。

#### 【重点方針】

- ・全ての市民センター事業は、この目的に向かって計画性を持って実施する。
- ・実際の事業の企画・実施にあたり、職員は「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」といった社会教育的関わりを常に意識し、市民の主体的な「学び」を支え、市民と協働して事業に取り組む。
- ・職員はこのような目的が達成されているかどうかを自己点検・評価するとともに、市民・地域住民による評価を受け、事業の改善に絶えず努める。
- ・東日本大震災での経験を踏まえるとともに、震災からの復興を見据え、地域課題の解決や地域づくりの担い手の育成に向けた取組の強化を図る。

## 2) 拠点館事業の主要な目的

---

拠点館事業の主要な目的は、本市における、あらゆる市民のライフステージごとの学習ニーズに対応した、多様な生涯学習事業の計画的かつ体系的な推進である。さらには、指定管理者制度の下で事業を受注している地区館（地区市民センター）に対して、市拠点館（生涯学習支援センター）はその果たすべき業務の目的・目標を設定するとともに、区拠点館（区中央市民センター）は定期的に事業を評価し必要な助言を行うなど、発注者としての地区館事業へのマネジメントを行い社会教育施設としての質の確保を図ることである。

### 【重点方針】

- ・ 拠点館は、体系化された事業計画と社会教育の専門性を持って、市民センター事業全体の質を維持し高めるものとする。
- ・ 拠点館職員は常に専門性の維持・向上に努め、地域課題を踏まえた調査研究事業の充実と地区館支援のための環境整備に重点的に取り組むものとする。

## 3) 地区館事業の主要な目的

---

地区館事業の主要な目的は、地域を基盤とし、地域づくりにつながる人づくりを行うことであり、市民一人ひとりが「出会い・ふれあい・学びあう」ことでつながり、さらには市民自ら地域課題に向き合い住み良いまちづくりに協働して取り組むことができるように支援することである。

### 【重点方針】

- ・ 地区館は“地域づくりの拠点”としての機能を果たすことを重点目標とし、地域のコーディネーターの役割を担うものとする。
- ・ 地域の連帯感を高め豊かな地域社会を創るために、地域における市民の主体的で多様な生涯学習活動を支援し、質・量ともに充実するものとする。

## 2 市民センターの役割

### 1) 市拠点館（生涯学習支援センター）の基本的な役割

---

#### (1) 市民センターにおける生涯学習事業体系の策定と行動計画の立案、及び全市にわたる生涯学習事業の推進

本市における生涯学習に関わる機関・団体との役割分担を踏まえ、学校教育や関係局・区役所とも連携しながら、市民センターが担うべき生涯学習事業体系を策定し、事業目標を定めた行動計画にしたがって本市の生涯学習事業を着実に推進する。併せて、人材育成にかかる事業を中心とした生涯学習事業を総合的・体系的に実施する。

#### (2) 生涯学習推進のための専門性の向上

少子高齢化・国際化・情報化、男女共同参画、多様性配慮などの現代的な課題、SDGsや本市が抱える諸課題への先進的な取組み、及び市民のライフステージごとの多様な学習ニーズの把握と効果的なプログラムづくり等の調査・研究を推進するとともに、その成果を地区館等へ還元する。

また、東日本大震災を機に生じた地域社会のあり方、大規模自然災害の備え、エネ

ルギー問題等の社会的課題や社会からの要請に対応する取組についての調査・研究を推進する。

### (3) 市民一人ひとりのニーズに対応した生涯学習支援体制の充実

#### 〔学習活動のネットワーク化とリーダー等の養成〕

市民相互の学習活動やそのネットワーク化を支援するとともに、学習リーダーや学習ボランティアを養成し、その活動を推進する。

#### 〔生涯学習に関する関係機関等との連携・協力の推進〕

生涯学習について、小学校、中学校、高等学校、大学等、市民活動団体等関係機関・団体との連携・協力を推進する。

#### 〔生涯学習情報の計画的体系的な収集と提供〕

計画的で体系的な生涯学習情報の収集と提供を行い、生涯学習相談事業の充実を図る。

### (4) 指定管理者制度下での指定管理業務のマネジメントの推進

市民センターの指定管理業務を統括する立場から、地区館業務の目的とそのため  
の事業の目標及びその要求水準の考え方を明確にし、地区館ごとに事業を評価でき  
る体制を構築する。

### (5) 職員の育成

#### 〔職員研修の体系化と専門研修の充実〕

初任者・中堅者・館長などに対する経験や役割に応じた体系的な研修や、社会  
教育を担当する職員としての専門性を高める研修の充実を図る。

#### 〔職員への助言及び支援体制づくり〕

事業が具体的な目標のもとに計画的に推進できるよう、事業を担当する職員へ  
の専門的な助言や支援のための体制づくりに努める。

## 2) 区拠点館（区中央市民センター）の基本的な役割

---

### (1) 区内の生涯学習事業の推進

#### 〔区内の生涯学習事業の推進と地域リーダーの発掘・育成〕

地域の諸団体や学校等、区役所関係課、区内地区館などとの連携を図り地域課  
題に取り組むことで、区内の生涯学習事業を推進するとともに、区内の地域リー  
ダーの発掘・育成に努める。

#### 〔区内の市民の学習・グループ活動への支援〕

区内の生涯学習活動を幅広く支援するため、生涯学習情報の収集と提供及び相  
談事業を充実させるとともに、活動する市民・団体等のグループ化やネットワー  
ク化への支援に努める。

### (2) 区内地区館事業への支援

#### 〔関係諸団体との連携の推進〕

地域団体、NPO・ボランティア団体等の民間諸団体や、区役所関係課等の行  
政機関、小学校、中学校、高等学校等の教育機関との連携によって地区館事業が  
活発に展開されるよう、地区館を積極的に支援する。

特に、地域課題の把握とその対応等に向け、区役所関係課と地区館とが連携して取り組み、市民協働による地域づくりが推進されるよう支援する。

#### 〔家庭及び地域での教育力向上、ジュニアリーダーの育成支援〕

地域での子育て支援や子どもが育つ環境づくりのために、地域団体、民間諸団体、区役所関係課等、学校等、嘱託社会教育主事研究協議会支部等と連携し、地区館において、家庭及び地域社会の教育力の向上に資する取り組みとジュニアリーダーの育成支援が十分に行われるようともに取り組む。

#### 〔地区館職員の育成〕

定期的な連絡会の開催や、区内地区館が連携して進める事業の支援など、地区館職員の育成が図られ、かつ効果的な事業が推進されるよう働きかけを行う。

### (3) 指定管理者制度下での区内地区館業務のマネジメントの推進

地区館業務の目的、各事業の目標及び要求水準をもとに、それぞれの地域ニーズを地区館職員と共有し、より効果的な事業の実施に向けた助言等を行うとともに、事業の結果についての的確な評価を行うことで、地区館事業の質・量の充実に努める。

## 3) 地区館（地区市民センター）の基本的な役割

### 【取組指針】

社会教育施設としての地区館に求められる下記の機能は、相互に関連を持ちながら総合的に発揮されなければならない。それにより、これまで市民センターに関心のなかった人々が、地区館事業に様々な形で関わることができ、地区館が多くの市民の参画を得ながら地域づくりの拠点として活発に機能することになる。

また、地区館の職員は、区拠点館の支援を受けつつ、地域に積極的に出向きながら、これらの機能が総合的に発揮されるよう「きっかけ」をつくり、「仕掛け」「働きかけ」を行い、地域住民や地域の諸団体等と協働して事業を展開していくものとする。

#### (1) 地域住民本位の生涯学習拠点機能

##### 〔学習ニーズ・地域課題を踏まえた特色ある事業の実施〕

地域住民を対象にしたアンケート調査や事業運営懇話会、日々の地域情報の収集などを通して地域住民の学習ニーズと地域課題を把握し、目標を明確にした上で特色ある事業を実施する。

##### 〔事業の魅力づくりと参加しやすい条件づくり〕

事業の企画にあたっては「学びを通じての人と人とのつながり」を基本方針とし、地域住民が楽しく参加したくなるような工夫（魅力づくり）や参加しやすい条件を整えるよう努める。

##### 〔市民参画の推進と市民の活動の育成支援〕

市民自らが学ぶことで主体的な活動が地域で多様に展開できるよう、市民参画による事業を積極的に推進するとともに、地域を基盤としたサークル活動や市民活動、ボランティアやジュニアリーダーの育成支援に取り組む。

## (2) 地域の交流・拠点機能

### 〔地域住民の交流の場、子どもたちの交流の場の確保〕

多様な地域住民が気軽に集い、楽しく交流のできる場と機会を設ける。

特に、地域の中で見守られ育まれるべき次代を担う子どもたちのための子育て支援と青少年の交流の場、地域住民と児童生徒との交流の場の確保に配慮する。

### 〔様々な地域ネットワークの拠点機能＝プラットフォームの確保〕

地域にある様々な団体、NPO、ボランティア等が共通の地域課題のもとに集まれるネットワークの拠点としての機能を持つ、プラットフォームを確保するよう努める。

## (3) 地域のコミュニティづくり機能

### 〔コミュニティ意識の醸成〕

地域住民と協働し、地域の歴史・自然・行事などの地域資源を活かした地域文化の継承と創造の事業に継続的に取り組むとともに、地域の魅力と課題の発見を通して、多くの地域住民が地域と関わるができるよう積極的に働きかけ、地域住民のコミュニティ意識の醸成を図る。

### 〔地域活動を担う人材の育成〕

地域課題を踏まえ、地域の諸団体や学校等と連携しながら、地域での多様な活動を担う人材の育成に努める。この場合において、青少年を含め幅広い世代の人材育成にも配慮しながら取り組む。

### 〔地区館事業に市民が主体的に関わる仕組みづくり〕

地域に根差した地区館事業を市民と協働で推進するために、地域住民が地区館事業に主体的に関わる仕組み（地域住民による地区館ごとの運営協議会等）を創り活かす。

## (4) 地域のコーディネート機能

### 〔地域にある機関・団体等のネットワーク化の支援〕

町内会・PTA・商店街等の地域団体、NPO等の民間諸団体、学校等の教育機関や区役所等の行政機関等と連携し、地域住民とともに地域課題に取り組むためのネットワークが構築されるよう支援する。

### 〔地域と行政機関との仲介・調整〕

“地域の声”を施策や事業につなげるために、地域の諸団体等と行政機関等との仲介及び調整の窓口機能を担う。

## (5) 地域の情報ステーション機能

### 〔地域の資源等の保管と公開〕

地域にある様々な資源（歴史、文化、自然、祭礼行事、施設、人材等）などに関する情報を多様な媒体に整理・保管し、地域住民が必要に応じて閲覧し活用できる仕組みを整える。

### 〔生涯学習情報・地域情報の収集と提供〕

地域内の学校や社会教育施設、区役所などの行政機関からのお知らせや催し情報のほか、地域団体や各種サークル、NPOなどからの活動情報や募集情報などを随時収集・整理し、適時、地域住民に提供する。

### 1) 市民サービスの向上

- (1) 利用者の立場に立ったサービスを行う。
- (2) 利用者の安全安心の確保に積極的に取り組む。
- (3) 利用者のプライバシーを保護するよう十分配慮する。

### 2) 市民交流スペースの確保とオープンスペースの活用

市民の誰もが気軽に立ち寄り、交流のできる場と機能を確保する。

地区館のオープンスペース等に関しては、地域住民にとって魅力ある場となるよう、地域住民の意向を十分に踏まえた各館独自のルール及び運営体制を設けるなど、その利用を促進する。

### 3) 地域住民等との顔の見える関係づくり

地区館は、地域づくりの拠点としての機能を踏まえ、施設管理における日常の様々な場面において、地域住民や地域団体等との顔の見える関係をつくり、信頼され、信頼に応える運営を行う。

## 震災を踏まえた市民センターの役割と取組

未曾有の被害をもたらした平成 23 年 3 月の東日本大震災により、大きな被害を受け、建替えを余儀なくされた市民センターがあった一方で、地域住民の避難所となった市民センターも数多くあった。市民センターは、住民に身近な施設として住民の安全を守る役割などを担ったところである。

そして、これまで市民センターにおいては、この震災を踏まえ、震災復興や地域の防災・減災に資する事業、地域の絆を深める事業等に取り組んできたところである。

現在、地域においては、平時から地域団体や住民等が連携しながら、地域における防災体制を構築するなどの安全・安心な地域づくりが求められていることから、災害・防災等に関する知識を深め、防災・減災意識の向上を図るとともに、地域課題の解決や地域づくりの担い手の育成に向けた取組の強化を図ることが重要となっている。

### 1) 災害時における役割

現行の仙台市地域防災計画において、市民センターは、必要に応じて開設される補助避難所に、高砂市民センターは指定避難所に位置づけられており、食料、飲料水等の物資が備蓄されている。

災害時において避難所となる市民センターは、地域防災計画等に基づき、住民等の安全を守るとともに、多様な視点に立ち、求められる配慮を適切に行いながら、避難所の運営に協力し支える役割を担うこととなる。住民に身近で信頼される施設として、災害対応力の向上に努め、災害時における役割を十分に果たしていくものとする。

## **2) 地域の防災体制づくりへの支援**

---

市民センターは、これまで培ってきた小学校、中学校、高等学校及び地域団体等とのネットワークを活かしながら、地域のコミュニティづくり機能やコーディネート機能等を十分に発揮し、防災訓練等も含め、地域の防災体制づくりに資する取組を行うとともに、地域主体の復興まちづくりにおいても、市民センターとしての役割を果たしていくものとする。

## **3) 震災を踏まえた講座等の実施**

---

地域の生涯学習の拠点として、地域の防災・減災に資する講座等を積極的に開催するとともに、震災の経験や教訓、地域の歴史や文化等を広く発信していく。この場合において、次世代への継承、担い手の育成に向け重点的に取り組むものとする。

(付記)

「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」は、改定から5年間を目途に見直しを行う。

## 5 市民センター事業体系

### <事業体系>

| 大分類                                   | 中分類                                          | 事業内容(例)                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 01<br>市民が様々な課題に応じて学べるようになる            | 01<br>市民がライフステージに応じた課題について学べるようになる           | インリーダー研修会<br>職場体験学習・社会教育実習等の受入<br>若者と地域住民との交流を深める事業<br>家庭教育に関する講座<br>健康づくりに関する講座<br>老壮大学<br>自然・教養・文化に関する講座<br>地域資源を活用した講座                               |
|                                       | 02<br>市民が、時代に応じた新しい課題について学べるようになる            | 学び直しに関わる講座<br>国際化時代に対応した講座<br>情報化時代に対応した講座<br>防災・減災に関する講座<br>環境保全に関する講座<br>男女共同参画に関する講座<br>子育て支援に関する講座<br>高齢化社会に対応した講座<br>福祉に関する講座<br>ボランティア・奉仕活動に関する講座 |
| 02<br>市民が、学習に必要な情報を得ることで、主体的に学べるようになる | 01<br>市民が、市民センターで学習相談・情報提供を受けられるようになる        | 学習(地域)情報の収集<br>学習(地域)情報の提供・相談<br>サークル活動支援                                                                                                               |
|                                       | 02<br>市民が、市民センターの講座情報をいつでも得られるようになる          | 市民センターだより・講座レポートの発行<br>生涯学習情報誌の発行<br>ホームページによる学習情報の発信                                                                                                   |
| 03<br>市民が学んだ成果を地域に生かせるようになる           | 01<br>市民が、生涯学習ボランティアとして活動できるようになる            | ジュニアリーダーの育成支援<br>ボランティア養成講座<br>ボランティア活動の支援                                                                                                              |
|                                       | 02<br>市民が、自らの知識や経験を生涯学習事業に生かせるようになる          | 市民による地域情報の発信<br>市民が企画・運営する講座の実施<br>生涯学習事業の企画の公募                                                                                                         |
| 04<br>市民が、地域で学びの活動を広げるようになる           | 01<br>学校、地域、市民活動団体が、地域活動を通して、連携できるようになる      | 学校と連携した事業<br>学校支援地域本部と連携した事業<br>地域の団体と連携した事業<br>学びのコミュニティづくり推進事業                                                                                        |
|                                       | 02<br>市民が、自らの学習活動を生かして、地域づくり・人づくりに参加できるようになる | まちづくりに参加する事業<br>地域間交流事業                                                                                                                                 |
|                                       | 03<br>市民が、地域の人やほかの団体と交流できるようになる              | 市民センターまつり<br>市民の学習発表会<br>市民交流事業                                                                                                                         |
| 05<br>市民が、質の高い市民センター事業を受けられるようにする     | 01<br>市民の意見が市民センターの運営に反映できるようにする             | 事業運営懇話会等<br>市民ニーズ・地域課題の把握<br>地域の各種団体と行政・専門機関との仲介・調整                                                                                                     |

## <事業区分>

| 区 分           | 定 義                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭教育推進事業      | 子育て世代が育児や家庭生活について学ぶことができたり、親子のふれあいを深めることをねらいとする事業<br>(例) 子育て支援講座／親子ふれあい教室／食育講座／思春期親学／ブレバパママ講座／絵本よみきかせ講座                        |
| 青少年健全育成事業     | 青少年が様々な体験を通じて学ぶ力を身につけることによって心身の健やかな成長を培ったり、仲間づくりや親子・異世代の交流を図ることをねらいとする事業<br>(例) インリーダー研修／子どもの広場／キッズクッキング／夏休みチャレンジ講座／子ども体験塾     |
| 成人学習振興事業      | 幅広い教養を身につけたり、さまざまな課題を学習する機会を提供するとともに、共通の課題や関心を持つ市民(受講者)相互の仲間づくりや交流を図ることをねらいとする事業<br>(例) 自然体験教室／エコライフ講座／男の料理教室／現代課題対応講座         |
| 高齢者学習振興事業     | 長寿社会の中で、高齢者が学習を通じた仲間づくりや交流によって、生きがいを持って社会生活を送ることができるようになることをねらいとする事業<br>(例) 明治青年大学／老壮大学／健康づくり教室／介護予防教室／                        |
| 地域社会教育推進事業    | 市民や地域の団体等がイベントや体験活動などを通して、地域住民との交流や地域活動の推進を図ることをねらいとする事業<br>(例) 市民センターまつり／事業運営懇話会／学びのコミュニティ関連事業／地域防災教室／社会学級連携事業／地域(自然・伝統)を知る講座 |
| 民間指導者育成事業     | 自らの学習成果や経験を生涯学習ボランティアとして社会に生かす意欲のある人材を養成したり、そのような活動を支援することをねらいとする事業<br>(例) 各種ボランティア育成講座／各種ボランティアスキルアップ研修／ジュニアリーダー育成支援          |
| 学習情報提供・学習相談事業 | 生涯学習の推進に必要な人材や施設、学習機会、サークルなどの情報を収集し市民に提供するとともに、学習相談に応じる事業<br>(例) 学習情報提供・相談／サークル活動支援／サークル体験／市民センターだより発行／学習・人材情報収集               |

## 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年 12 月末に発生の報告がなされて以降、瞬く間に世界中に蔓延した。国内でも感染が相次ぎ、令和 2 年 2 月下旬には不要不急の外出やスポーツ・文化イベントの自粛、学校の休校の要請等が行われ、4 月 7 日には 7 都府県を対象に緊急事態宣言がなされ、4 月 16 日には全都道府県に拡大された。（同宣言は 5 月 25 日までに全都道府県で解除。）

仙台市では、令和 2 年 2 月 27 日に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（暫定版）」が発出され、市民センターにおいても、主催事業を順次中止するとともに、施設使用につき、感染拡大防止を理由とする使用取りやめの場合に使用料を返還する取扱いを開始した。さらに、4 月 11 日からは臨時休館となり、既予約団体に利用の自粛を要請するに至った。

市民センターは、6 月 2 日に使用が再開され、以後の事業実施・施設運営は、仙台市の「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」（感染症の発生状況等により改訂され、令和 3 年 8 月 26 日現在の最新は二十三訂版）に基づき、感染防止策を徹底した上で行っている。

生涯学習事業に関しては、事業内容と感染状況とを勘案し、また必要に応じて連携先等と協議の上、やむを得ず内容の変更や延期・中止とする場合もあるが、市民の学習機会の確保のため、以下に挙げるような工夫を行いながら、講座等の実施を推進している。

### 【利用自粛を要請した期間（令和 2 年度関係分）】

- ・令和 2 年 4 月 11 日から 5 月 31 日まで
- ・令和 3 年 3 月 27 日から 5 月 11 日まで

### 【基本的な感染防止策】

- ・ 3 つの密（密閉・密集・密接）の回避
- ・ 人と人との間隔（ソーシャルディスタンス）の確保
- ・ マスク着用、手指消毒の呼びかけ
- ・ こまめな換気
- ・ 講座受講者の名簿作成、施設利用者の連絡先把握 等

### 【講座等実施の際の工夫例】

- ・ 受講者数の調整（受講者を 2 つの班に分け、従来の半分の人数で受講してもらう 等）
- ・ （屋内より感染リスクが低い）屋外を会場とする事業への移行
- ・ コロナ禍の状況に対応した企画（ステイホームに対応した在宅でできる体操の講座 等）
- ・ インターネット動画や資料郵送による情報発信
- ・ オンライン会議システムの活用（遠方の講師による講義 等） 等